

その他		
Q1	記入誤りがある。訂正はどのようにしたらよいか。	A1 【回答書、海外居住に関する申立書の場合】 赤字で、誤った箇所には取消線をひいたうえ、正しいものを記入してください。訂正印は不要です。 【給与支払(見込)証明書や事業主の証明の場合】 「給与支払(見込)証明書」や「事業主の証明」は、バイト先等の雇用主が証明する書類のため、組合員や調査対象者が修正することはできません。誤りがあった場合は、証明した雇用主に修正してもらうか、再発行を依頼してください。なお、修正された箇所については、雇用主に確認する場合がありますので、ご了承ください。 【それ以外の確定申告書等、他機関が発行した公的書類】 訂正はできませんので、その書類を発行（提出）した機関にご相談ください。
Q2	記入は鉛筆でもよいか。	A2 ボールペンで記入してください。感熱式ボールペン（こすると消えるもの）は使用しないでください。
Q3	組合員（被保険者本人）がもうすぐ退職するので、提出しなくてよいか。	A3 提出期限（11月16日）までに退職される場合は、その旨を余白に記入したうえで「回答書」のみ返送してください。なお、「回答書」の項目の記入や添付書類は不要です。
Q4	病気（育児・介護）休業中なので、提出しなくてよいか。	A4 いいえ。休業中にかかわらず、必ずご提出が必要です。 最終的にご提出がない場合、調査対象の被扶養者の資格が無効になります。
Q5	海外派遣中（配偶者同行休業含む）の組合員が対象になっているが、どうすればよいか。	A5 その旨を余白に記入したうえで「回答書」のみ返送してください。なお、「回答書」の項目の記入や添付書類は不要です。
Q6	対象の組合員が異動している。	A6 公立学校共済組合大阪支部 資格担当にご連絡ください。（資格担当の電話番号06-6941-3164）
Q7	なぜ、被扶養者の収入を把握しないといけないのか。	A7 被扶養者の認定には、収入の上限の規定があり遵守していただく必要があります。収入の上限を超過した場合は、組合員が被扶養者の認定取消手続きを行う必要があります。

その他			
Q8	「回答書」を紛失した。再発行してほしい。	A8	「回答書」再発行については、公立学校共済組合大阪支部 資格担当にご連絡ください。（資格担当の電話番号06-6941-3164）
Q9	提出書類は、控えをとっておかなくてはいけないのか。	A9	提出書類に不備や疑義が生じた際、追加書類の連絡や照会を行う場合がありますので、念のため控えをとったうえでご提出くださいますよう、お願いいたします。
Q10	なぜ資格確認調査（検認）が必要なのか。	A10	共済組合では、毎年度、地方公務員等共済組合法施行規程第97条第1項に基づき、被扶養者の収入状況等が、扶養を継続できる基準内にあるかを確認するために実施しております。
Q11	一部の被扶養者の名前が、調査対象者でない。	A11	調査対象者のみ、「回答書」へ印字しております。被扶養者でも印字がない場合は、本年度の調査対象外とご理解ください。
Q12	調査対象者は内定が決まっていて、来年の4月から就職する。その場合でも提出は必要なのか。	A12	本年度の調査対象期間の始期は、令和7年1月となります。その日から就職する日までの扶養認定の継続を希望する場合は、提出が必要です。
Q13	去年も資格確認調査（検認）を受けたのに、また今年も調査対象者になっている。	A13	資格確認調査（検認）は毎年度実施しておりますので、理論上、毎年度該当になる可能性もあります。ご了承ください。
Q14	資格確認調査（検認）に回答しなかったらどうなるのか。	A14	調査対象となった被扶養者の資格が遡って無効となります。また、無効になった日以降に利用した医療費等の返還が必要になります。 なお、被扶養者としての認定を受けられた場合、共済組合の様々な給付を受ける権利を得ると同時に、果たすべき義務も発生します。組合員は、被扶養者の資格の確認調査など、被扶養者の状況確認を求められた際、遅滞なく必要書類を提出する必要がありますので、ご理解ください。
Q15	調査対象者は4月1日に就職（自身で社会保険に加入）している。	A15	お送りした「提出書類について」の裏面「2 認定の取消申告をする場合」に記載のとおり、取消手続きを行ってください。この場合、取消手続きに必要な書類は、公立学校共済組合大阪支部に送付してください。 なお、「回答書」は未記入のまま、取消書類に添付して返却ください。

その他		
Q16	既に資格喪失している（取消手続きをした）被扶養者が調査対象に該当している。	A16 調査対象者の抽出は、令和8年8月1日時点のデータで行っております。8月1日以降に取消手続きをしているのであれば、行き違いでの連絡となりますのでご容赦ください。この場合、すでに取消手続きをしている旨を余白に記入したうえで「回答書」のみ返送してください。なお、「回答書」の項目の記入や添付書類は不要です。 直近で取消手続きをしていないのであれば、調査対象者の取消手続きができておりません。お送りした「提出書類について」の裏面「2 認定の取消申告をする場合」に記載のとおり、取消手続きを行ってください。この場合、取消手続きに必要な書類は、公立学校共済組合大阪支部に送付してください。
Q17	調査対象者とは音信不通のため、状況もわからないし、書類も提出できない。	A17 調査対象者の状況が把握できていないとのことであれば、生計維持関係にあるとは言い難いので、取消手続きが必要になります。お送りした「提出書類について」の裏面「2 認定の取消申告をする場合」に記載のとおり、取消手続きを行ってください。なお、この場合、取消手続きに必要な書類は、公立学校共済組合大阪支部に送付してください。
Q18	【府立学校（支援学校、高校、教育庁所属）対象者】 取消手続きをしたいが、SSCの操作方法がわからない。	A18 SSCコールセンター（0120-47-5612）にご連絡ください。
Q19	調査対象者の取消手続きを忘れていた。どのように手続きすればよいか。	A19 お送りした「提出書類について」の裏面「2 認定の取消申告をする場合」に記載のとおり、取消手続きを行ってください。なお、この場合、取消手続きに必要な書類は、公立学校共済組合大阪支部に送付してください。
Q20	調査対象者ではない被扶養者も取消の要件に該当していた。どうすればよいか。	A20 お送りした「提出書類について」の裏面「2 認定の取消申告をする場合」に記載のとおり、取消手続きを行ってください。なお、この場合、取消手続きに必要な書類は、公立学校共済組合大阪支部に送付してください。

その他			
Q21	調査対象者の収入が規定額を超えていた。どうすればよいか。	A21	お送りした「提出書類について」の裏面「2 認定の取消申告をする場合」に記載のとおり、取消手続きを行ってください。なお、この場合、取消手続きに必要な書類は、公立学校共済組合大阪支部に送付してください。
Q22	昨年（過去）の収入は規定を超過していたが、今年（現在）は超過していないので、認定を継続する場合の手続きをすればよいか。	A22	認定後に収入が規定額を超過した場合は、取消手続きが必要です。 お送りした「提出書類について」の裏面「2 認定の取消申告をする場合」に記載のとおり、取消手続きを行ってください。なお、この場合、取消手続きに必要な書類は、公立学校共済組合大阪支部に送付してください。
Q23	調査対象者は、○月○日に就職したが、○週間で退職し、現在は無職無収入なので、取消はしなくてよいか。	A23	被扶養者が1日でも自身で社会保険に加入した場合は、取消手続きが必要です。 お送りした「提出書類について」の裏面「2 認定の取消申告をする場合」に記載のとおり、取消手続きを行ってください。この場合、取消手続きに必要な書類は、公立学校共済組合大阪支部に送付してください。 なお、退職後に再度の扶養認定を希望される場合は、退職日を契機とした認定手続きが必要です。公立学校共済組合大阪支部のホームページに掲載していますので、「提出書類について」の裏面「3 その他 「被扶養者としての要件および自営業の経費に関する取扱いについて」」をご確認ください。
Q24	そちらに送った書類の控えを取り忘れた。返してほしい。	A24	ご提出いただいた書類の返却はできません。 ご提出いただいた書類をコピーして送付することもできません。
Q25	審査結果を教えてほしい。	A25	審査結果は個別にお伝えできません。 万が一、扶養認定の継続ができないと判断された場合は、後日、公立学校共済組合大阪支部から、所属所に扶養の取消手続きについてご連絡いたします。

その他		
Q26	審査基準を教えてください。	A26 検認は引き続き被扶養者の認定要件に該当していることを確認させていただくものです。公立学校共済組合大阪支部のホームページに、被扶養者としての認定要件、および、取消要件を掲載しておりますので、そちらをご参考にしてください。 「提出書類について」の裏面「3 その他」をご確認ください。